染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　㈠の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、㈠又は㈡の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととした。（第一六条の二第三項関係）

㈣　㈠の協力の求めに応じない患者に対する隔離の措置については、宿泊施設においても行うことができることとした。（第一六条の二第四項関係）

四　附則

１　経過措置等

㈠　この法律の施行の日（以下この㈠から㈢までにおいて「施行日」という。）前に実施された改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この㈠において「旧特措法」という。）第一八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法の規定により実施された措置で、改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この㈠において「新特措法」という。）中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなすこととした。（附則第二条関係）

㈡　二の４の㈡は、施行日以後に行われる第一五条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等（同条第八項に規定する特定患者等をいう。）について適用することとした。（附則第三条第一項関係）

㈢　二の７の㈢は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の措置等により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用することとした。（附則第三条第二項関係）

㈣　㈠から㈢までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。

２　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二五号）（厚生労働省）

一　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止関係

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令を廃止することとした。

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三　検疫法施行令の一部改正関係

１　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留の期間について、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症については、三三六時間とすることとした。（第一条の三関係）

２　検疫所長が行う検疫感染症の検査等の手数料の額について、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係る人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を定めることとした。（別表第二関係）

四　施行期日等

１　必要な経過措置を定めることとした。

２　この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第四章　新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第三章の二　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（第三十一条の四―第三十一条の六）」に、「第六章　雑則（第七十一条―第七十五条）」を「第五章の二　新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二―第七十条の十）」に、「第七十八条」を「第八十条」に改める。

第一条中「おける措置」の下に「、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を加える。

第二条第一号中「及び同条第九項」を「（第六条第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項」に改め、「限る」の下に「。第十四条において単に「新感染症」という」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置　第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第六条第二項第二号イ中「感染症法第六条第七項に規定する」を削り、「のインフルエンザ」を「の感染性の疾病」に改め、同条第五項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議」に改める。

第七条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

３　都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第八条第七項中「第六条第五項及び前条第七項」を「前条第三項及び第八項」に改める。

第九条第五項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。